

# 第 10 回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年10月20日(水) 13時30分～14時08分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

委 員	内 山 正 勝
	松 崎 兵 一
	塩 田 善 大
	小 針 重 男
	石 塚 繁 男
	佐 藤 正 尉
	常 松 栄
	佐 藤 光 栄

農地利用最適化推進委員 小 針 一 之

4 欠席委員 (1人) 円 谷 要

5 議事日程

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請書取下について
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請適否決定について
- 議案第4号 現況確認証明申請適否決定について
- 議案第5号 令和3年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長	黒 澤 伸 一
農業委員会書記	高 津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理が、欠席ですので1番委員よりお願いします。

1番委員 ただいまから、令和3年第10回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。  
会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は8名、届出欠席委員は、1名です。よって天栄村農  
業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しており  
ます。議事録署名委員の指名については1番委員、2番委員の両名にお願  
い致します。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」  
の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
事務局 (1ページ～4ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい  
た  
だ  
き  
ま  
す。  
  
(13:40決定)

議長 続いて報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請書取下について」  
の件を議題といたします。事務局より説明をお願いします。  
事務局 (5ページ～6ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
5番委員 ■さんは、農業者として耕作されていますか。  
事務局 ■さんは、農業者であり、地区のライスセンターでオペレーターとして活  
動しておりますが、申請地については、ご高齢であり、条件も厳しいとい  
う  
と  
こ  
ろ  
で  
休  
耕  
し  
て  
い  
た  
と  
の  
こ  
と  
で  
す。  
議長 そのほか意見・質疑はございませんか。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせてい  
た  
だ  
き  
ま  
す。  
  
(13:48決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (7～8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明願います。

7番委員 先月の総会で、5条の申請があった際にも確認しておりますが、今回も内容については、3条で所有権の移転及び4条で転用になるので、内容変更はありませんので改めて、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:54決定)

議長 続いて議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (9～13ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。7番委員よりご説明願います。

7番委員 先ほどの3条申請の説明の際にもご説明しておりますので、説明を割愛させていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:59決定)

議長 続いて議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題といたします。続いて、No.1について事務局より説明願います。

事務局 (14～16ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。6番委員よりご説明願います。

6番委員 地目は、田のようですが。現場は、見たところ田を耕作している様子はありません。

ませんでした。

議長

6番委員さんの説明の補足をします。申請内容から、地目が田でありますので、今回申請となっています。この案件は、国の事業である森林再生事業に係る機械が通れるよう農地の一部を土盛りし通路とするため転用申請するとのことです。

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:05決定)

議長

続いて、No.2について事務局より説明願います。

事務局

(17~19ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。6番委員よりご説明願います。

6番委員

こちらの圃場も耕作されていないようです。

議長

こちらの案件は、これから隠居を立てる際にすでに宅地の部分と一部農地にかかる部分が申請地となっているため申請したとのことです。通知等で担当案件について連絡が行っているはずですが。

6番委員

農業委員の担当案件があった際の役割について認識の違いがありました。

事務局

もう一度、転用申請等に係る農業委員さんの担当案件があった際の確認等役割について再確認いたします。転用申請等担当地区の案件があった際には、申請者と地権者の双方に申請内容の確認をいただいて、総会の日にご説明いただくこととなっております。したがって、確認作業が大変重要ですので、その作業を怠ってしまうと総会が成り立たなくなってしまうので、もう一度確認させていただきました。

今回は、事務局で事前に確認資料として、現況写真・聞き取りを行ってまいりましたので、委員の皆様は、現況写真で再度ご確認いただければと思います。

(現況写真の確認作業)

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:17決定)

議長 続いて議案第4号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (20～24ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。3番委員よりご説明願います。

3番委員 事務局からの説明のとおり間違いありませんが、10月12日に現地を確認いたしました。現地を見るとどこが田んぼであったか確認できないような状況で、木が生い茂っているような状況でした。ご審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:29決定)

議長 続いて議案第5号「令和3年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1、No.2について、関連がございますので一括して事務局より説明願います。

事務局 (25ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。飯豊・小川地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。(地区担当委員本人の案件であり、今回は、代理で出席いただいております。)

推進委員 ■さんへは電話で、■さんには訪問し、内容を確認いたしました。内容に間違いありませんので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いてNo.3について、こちらはあつせん会議を開催しております。事務局より説明願います。

事務局 (25ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。3番委員よりご説明願います。

3番委員 10月5日にあっせん会議を開催しております。内容については、前回地権者である■■■■さんから公社が買い上げ、今回■■■■さんが公社から購入した案件となります。事務局説明に間違いありませんので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。  
これをもって議長をおろさせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

事務局長 長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。閉会を1番委員より  
お願いいたします。

1番委員 以上を持ちまして、第10回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:40終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和3年11月19日

内山正勝



萩原兵一



塩田善大

